

# 要配慮者支援マニュアル

平成 26 年 3 月

竜 王 町

## 目 次

【はじめに】	1
【基本方針】	1
【要配慮者とは】	1
第1章 災害に備えた事前対策	2
1. 所在情報等の把握および管理	
2. 安否確認、救出、避難誘導體制	
3. 情報伝達網の整備	
4. 障がいに応じた必需品の備え	
5. 相互連携	
6. ボランティア組織に対する支援体制の確立	
7. 地域住民等の意識啓発	
8. 社会福祉施設の受け入れ態勢の確立	
9. 避難所等の整備	
10. 避難所等における食料品等の備蓄	
11. メンタルケア体制の整備	
第2章 災害発生時からの対応	5
1. 発生の可能性が高まった段階での対応(風水害等)	
2. 発生直後の対応	
3. 避難所・救護所での措置	
4. 医療支援スタッフ等の配置	
5. 情報の提供	
6. 相談窓口の設置	
7. ニーズに応じた物資等の提供	
8. 放置すると生命に関わる疾病を有する要配慮者への対応	
第3章 災害発生後の対応	9
1. 避難所における要配慮者への支援	
2. 在宅における被災した要配慮者への支援	
3. 仮設住宅への入居	
4. 生活物資等の提供	
5. 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制	
《参考資料》	
・ 要配慮者への支援体制	10
・ 要配慮者登録名簿(新規・変更・取消)申請書(様式第1号)	11
・ 要配慮者カード(様式第2号)	13
・ 要配慮者関係「想定救出タイムスケジュール」(別紙1)	15
・ 協力をお願い 近隣住民の皆様が地域支援者です。	16
・ 要配慮者に登録された方へ	17

## 【はじめに】

災害が発生した時、障がいのある人や高齢者など要配慮者といわれる人は、より被害を受けやすく自らの力だけでは迅速な避難ができない状況にあります。要配慮者の命を守るためには、ご本人やその家族また周りの地域住民の方々が、災害時にはどのようなことが必要であるかを明確にすると共に、危機管理意識の啓発および向上を図ることが大切です。災害に対する知識や心構えを身につけることや日ごろの備えをすることがいざというときの適切な行動に結びつくこととなります。

また、災害時には、地域で助け合う体制づくりや地域で暮らす要配慮者自身がどのように努めたらよいのか、そして、要配慮者の方が必要としている手助けをどう行なえばよいかなどが重要な課題となります。

このようなことから、特に災害発生時に自力で避難することが困難な方々を対象とした支援マニュアルとして、「要配慮者支援マニュアル」を策定しました。今後、本マニュアルの活用を図り、地域の理解と協力により、防災力の充実強化を図ってまいります。

## 【基本方針】

大地震等が起これば広域的な災害が発生した場合、公的支援活動には限界があることから、要配慮者に対する支援活動が地域の協力により実施できるよう、防災関係機関はもとより自治会や消防団各福祉関係者と連携を図り、福祉的支援とともに自力避難が困難な方の安否確認など地域が主体となった支援をめざします。

## 【要配慮者とは】

竜王町では、地震等災害時における安否確認、救出、避難誘導が必要な要配慮者は、概ねの基準として次のとおりとします。

1. 高齢者  
一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯(75歳以上)  
介護保険 要介護3以上
2. 身体障がい者(児) 身体障害者手帳 2級以上
3. 知的障がい者(児) 療育手帳 A判定
4. 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳 1級
5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者  
例 人工透析を受けている者、難病者、低肺機能者
6. 外国人
7. 乳幼児(0～3歳)
8. 妊産婦
9. その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者

## 第1章 災害に備えた事前対策

### 1. 所在情報等の把握および管理

災害時において、一人暮らし高齢者など避難に支援が必要とする在宅高齢者や障がい（児）者等（以下「要配慮者」という。）の所在や安否の確認を行い、また適切な援助を迅速に行うためには、平常時から所在や実情を町等が把握しておくことが必要です。

そこで、町は要配慮者の情報を把握するため、要配慮者登録制度を発足させます。また、あわせて個人情報の取り扱いには十分な配慮を行うことが重要です。

#### (1) 情報の把握

町は、要配慮者登録制度の発足にあたり、要配慮者登録（新規・変更・取消）申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により登録申請を受付して各自治区ごとの災害時要援護者登録台帳（以下「登録台帳」という。）を作成します。この申請については、随時受付すると共に、民生委員児童委員等の協力により登録することを推奨することとします。また、申請書には個人情報保護の観点から登録台帳作成の趣旨を明記して対象者本人やその家族の同意を得ることとします。

また、併せて町は、要配慮者と判断される対象者を庁内で保有する情報により各自治区ごとの災害時要援護者情報台帳（以下「庁内情報台帳」という。）を作成します。

#### (2) 台帳の管理

登録台帳は、申請により福祉課が管理を行い、生活安全課ならびに福祉課で保管するとともに、自治会、消防団、民生委員児童委員（以下「関係支援団体等」という。）に提供して、情報を共有します。

また、庁内情報台帳は生活安全課が管理を行い、災害発生時には町災害対策本部が関係支援団体等に対して開示します。

登録台帳ならびに庁内情報台帳（以下「台帳等」という。）は常に新しい情報を把握するため、定期的に更新を行います。

### 2. 安否確認、救出、避難誘導體制

町は、作成した台帳等を活用して安否確認、救出、避難誘導を迅速に行えるよう、日ごろから体制の整備を行います。

災害時に、迅速な救出活動を行うには、近隣住民（以下「地域支援者」という。）による救出活動が不可欠です。そのためにも要配慮者は、日ごろから、地域支援者をはじめ関係支援団体等との連携を密にしておくことが大切です。

#### (1) 安否確認体制の整備

台帳等への登録者（以下「登録者」という。）の安否確認は、関係支援団体等と地域支援者が協力して避難所で行うと同時に、自らの力だけでは迅速な避難ができない人や自宅にとどまる人が多いため、個別に訪問して安否の確認を行います。

## (2) 救出、避難誘導體制の整備

災害発生時は、関係支援団体等は地域支援者と協力して登録者の安否確認、救出活動にあたるとともに、避難所までの避難誘導を行います。

町は、登録者の身体状態等に配慮した支援を円滑に行うことができるよう、登録者およびその家族に対して、救出および避難時の注意事項等を記入できる要配慮者カード（様式第2号）を配布します。登録者は、事前に要配慮者カードに自己の状態を記載して呈示できるよう準備を行うことが大切です。

## 3. 情報伝達網の整備

町災害対策本部は、従来の避難勧告と避難指示の持つ意味合いを明確にすると共に、避難勧告の前段階として避難に時間を要する要配慮者に対して避難開始を求める「避難準備情報」を発令することとします。また、災害時に迅速かつ的確な指示ができるよう、町は複数の情報伝達手段を確保するとともに、安否情報等の確保を円滑に行えるよう、伝達網の整備を進めていきます。

## 4. 障がいに応じた必需品の備え

災害発生直後は、平常ルートによる供給や外部からの支援が困難となることから、要配慮者は必要とする医薬品や装具、酸素吸入器、食物アレルギー用食品等の物品を最低3日分は要配慮者自身が準備することが大切です。また、事前に要配慮者カードに医療の部分を忘れず記入することも大切です。

## 5. 相互連携

要配慮者は家族とともに日ごろから地域とのかかわりを持つことが必要です。同時に関係支援団体等は、地域支援者と協力して要配慮者の安否確認、救出、避難誘導體制の整備に努め、相互の連携を強化していく必要があります。

## 6. ボランティア組織に対する支援体制の確立

町はボランティア等の組織化に対する支援を行うために、町社会福祉協議会と連携して防災や医療ボランティアの登録、災害時におけるボランティア活動体制の充実、連絡会議の開催などを通じて支援体制の確立を図ります。

## 7. 地域住民等の意識啓発

町は、地域住民の防災に関する意識啓発を図ると共に、関係支援団体等の支援体制の強化を図ります。また、要配慮者支援防災会議の開催や要配慮者参加型防災訓練を計画します。

## 8. 社会福祉施設の受け入れ態勢の確立

町は、避難所等での集団生活が困難な要配慮者に対して、ケア等が整った社会福祉施設等を活用するため受け入れの協定や近隣市町との相互応援体制を図ります。

## 9. 医療機関との連携

町は、放置すると生命に関わる疾病を有する要配慮者に対して、医療機関と受入れの体制や必要な医薬品の確保を図るため、協定書の締結等を図ります。

## 10. 避難所等の整備

要配慮者にとって、被災時は体が普段よりも動かないことが予想されるので、出入口の段差解消、仮設でも洋式トイレの設置等が必要です。なお、避難所等については、バリアフリー化に日ごろから取り組んでおくことが望まれます。

また、要配慮者に配慮した空間や畳等が敷いてある場所を確保することで、心身の状態の把握がしやすくなります。また、避難所等に手話や障がい者を補助するボランティアなどの配置や、メンタルケア専門員の配置または派遣できるような体制を整えておくことが必要となります。

## 11. 避難所等における食料品等の備蓄

混乱の中で食料品等の供給体制が整うのはある程度の時間がかかることから、各自で最低3日分の食料品を確保することに努める必要があります。さらに飲料水についても同様に各自で確保しておきましょう。

町は、災害時における避難所等の配分を事前に決めるなど、要配慮者に合った備蓄が必要です。

## 12. メンタルケア体制の整備

被災後は、生活環境等が著しく変化するため、メンタルケア体制を早急に整備する必要があります。特に、阪神・淡路大震災等における避難所や仮設住宅で見られるように、要配慮者は急激な環境変化に対応することが困難なため、町ではメンタル面を含んだ医療、相談、ケア等を行う専門の巡回支援チームや防災ボランティアによる支援体制の整備を進めます。

## 第2章 災害発生時からの対応

災害発生の可能性が高まった段階から直後は、要配慮者は移動に支障を生じ自宅に取り残されたり、慌てて動くことにより怪我をして、より移動が不自由になることが考えられることから、普段から地域との連携を密にしておくことが重要と考えられます。

阪神・淡路大震災等から判断できることは、災害発生から遅くとも72時間後には被災地域以外からの応援体制が確立することが判っており、また町も発生後数時間で応援体制を立ち上げることができると考えられますが、発生直後は地域支援者の活動が最も重要となります。

災害発生直後の対応について、ひとつの目安として、時間ごとの対応を想定した「想定救出のタイムスケジュール」（別紙1）を策定しました。

### 1. 発生の可能性が高まった段階での対応（風水害等）

#### (1) 要配慮者への「避難準備情報」の発令

町災害対策本部は注意報・警報等により風水害等の災害発生が予測される場合は、避難勧告と避難指示に先立ち「避難準備情報」を発令します。

町災害対策本部は、関係支援団体等を通じて「避難準備情報」を伝達します。

#### (2) 第1次避難所の開設

町災害対策本部は、関係支援団体等を通じて第1次避難所の開設を要請します。

#### (3) 避難誘導

「避難準備情報」が発令された場合、関係支援団体等は地域支援者と協力してあらかじめ把握している登録台帳や地域支援者の情報に基づき近くの第1次避難所に誘導します。追って、町災害対策本部は庁内情報台帳を関係支援団体等に開示すると共に、関係支援団体等は地域支援者と協力して庁内情報台帳により避難誘導ならびに避難の確認を実施します。

### 2. 発生直後の対応（初期活動期）

#### (1) 安否確認

##### ア 在宅要配慮者の安否情報の把握

① 関係支援団体等は、地域支援者と協力して、あらかじめ把握している登録台帳や地域支援者の情報から要配慮者の安否確認を開始します。

また町災害対策本部は、災害発生に伴い庁内情報台帳を関係支援団体等に開示を行い、関係支援団体等は地域支援者と協力して、庁内情報台帳から要配慮者の安否を確認します。

② 関係支援団体等は、安否確認ができない要配慮者がいる場合は、速やかに要配慮者宅に安否確認に向かうとともに、地域の状況、特に救出や救援を必要とする要配慮者の状況の把握に努めます。

③ 関係支援団体等は、要配慮者の安否確認ができない場合は、速やかにその状況を町災害対策本部情報班に報告します。

- ④ 町災害対策本部情報班は、関係支援団体等に安否不明の要配慮者の所在を確認します。
- ⑤ 町災害対策本部情報班は、要配慮者の安否情報を集約します。

#### イ 社会福祉施設等に入所している要配慮者の安否情報の把握

- ① 町災害対策本部情報班は、町内の社会福祉施設等の入所者の安否情報を集約すると共に安全確保を図り、被害状況や負傷者等の情報を集約します。

### (2) 救出

災害発生直後の救出は地域の防災組織いわゆる「地域支援者の力」が重要な役割を果たすので、そのための体制づくりを進めます。要配慮者の救出については、台帳等の活用と地域からの情報をもとに、現状をできる限り正確に把握することが求められます。なお、災害時に避難する必要があるのに自宅から動かない要配慮者も予想されますので、関係支援団体等と地域支援者は連絡を密にして救出します。

また町災害対策本部情報班は、避難をする必要がない要配慮者についても、関係支援団体等を通じて情報を速やかに収集します。その場合、要配慮者にとって必要な物資やケア方法も収集する必要があります。

### (3) 避難誘導

要配慮者の避難誘導は、関係支援団体等や地域支援者により近くの第1次避難所に一時的に誘導します。その後必要がある場合は第2次避難所または医師や看護師が待機する救護所に誘導します。

## 3. 避難所・救護所での対応

第1次・第2次避難所や救護所（以下「避難所等」という。）では要配慮者であることが分かるようにすることが必要です。特に第2次避難所や救護所・病院への移送が必要な場合は、そのことが周りの人々に分かるようになっていないことが大切で、「大勢」の中に埋もれてしまうことのないような手立てを講じます。

要配慮者は、避難するときには町から事前に配布した「氏名」「住所」「支援の理由」「服用薬」などが記載されている要配慮者カード等を、忘れることのないよう携帯する必要があります。

## 4. 医療支援スタッフ等の配置

要配慮者の健康管理や医療相談に当たるため、医師、保健師、看護師等の医療関係者を配置します。

## 5. 情報の提供

災害直後は必要な情報が不足するため、より不安を与え混乱を招く可能性があるため、情報が的確にもれなく伝達されるよう、複数の情報手段を確保することが必要です。

### (1) 避難所における情報の提供

避難所にはテレビまたはラジオを設置することが必要です。また情報を避難所に伝える手段を日常から整備すると共に、伝達手段や方法を確立しておくことが必要です。

## (2) 情報の提供方法

聴覚障がい者のための紙による情報提供、視覚障がい者のための声による情報提供を行うことが必要です。

### 6. 相談窓口の設置

要配慮者のニーズを把握するために、要配慮者のための相談窓口を設置するとともに、巡回相談なども実施することが必要です。

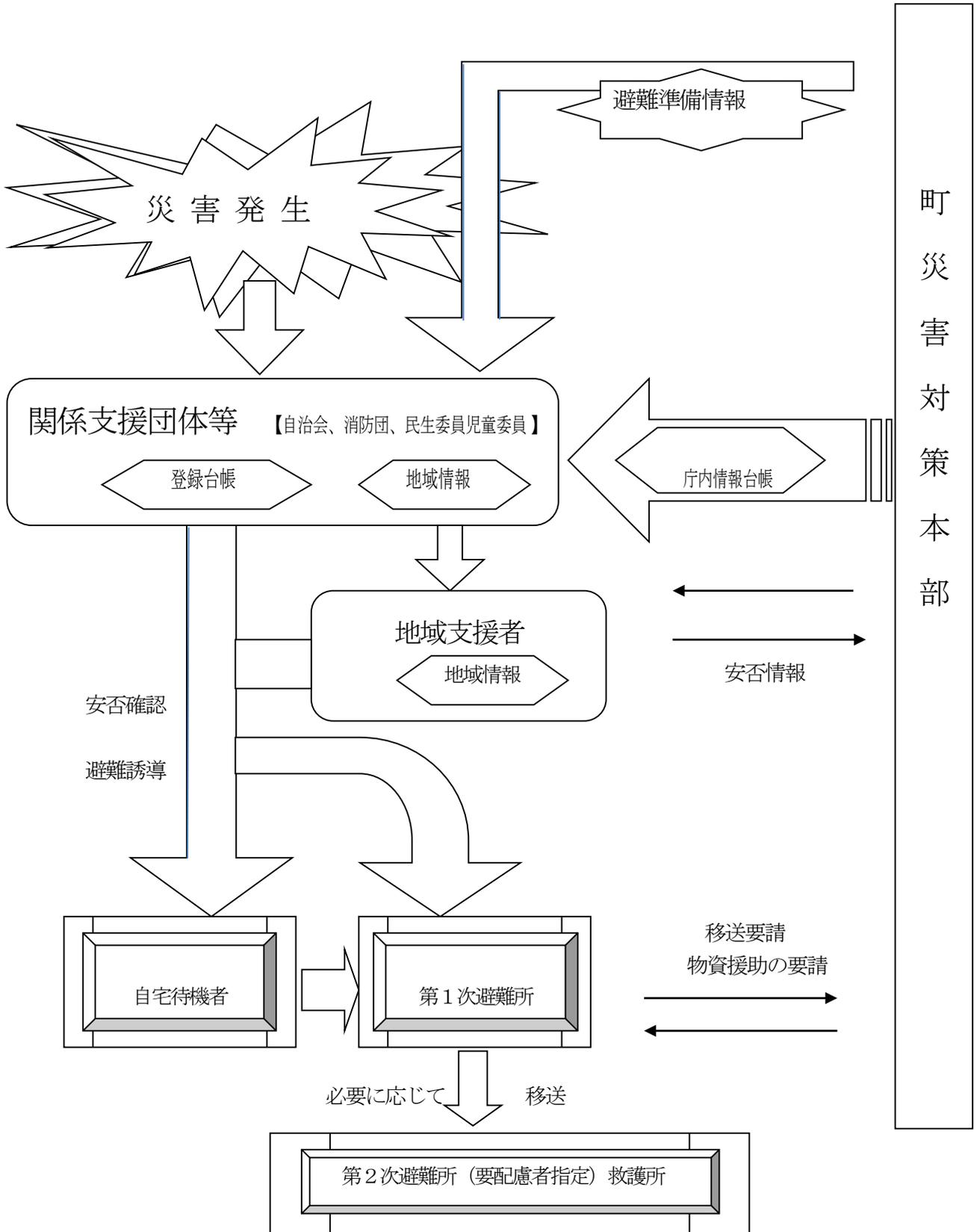
### 7. ニーズに応じた物資等の提供

食料は暖かく柔らかいものを供給することが必要です。避難所等には釜などが迅速に配備されることになっていますが、特に要配慮者の多い避難所等には迅速に配備することが必要です。また車椅子などの介護用品、ベッドにもなるマット、オムツ等を迅速に供給することも必要です。

### 8. 放置すると生命に関わる疾病を有する要配慮者への対応

人工透析を必要とする慢性腎障がい者や特定の医薬品が不可欠な難病患者、酸素供給装置等を必要とする低肺機能者など、放置すると生命に関わる疾病を有する要配慮者について、庁内情報台帳に基づき、受け入れ態勢や必要な医薬品、酸素供給装置等の確保を手配します。

# 災害発生時の対応



## 第3章 災害発生後の対応

### 1. 避難所における要配慮者への支援

避難所における生活が特に長期化することが予想される場合は、要配慮者を次により支援します。

- (1) 早期に、医療（医師・保健師・看護師等）、相談（町職員、専門相談員・社会福祉協議会等）、ケア等を行なう専門の巡回支援チーム等を組織して避難所を巡回して安定した避難所生活を送れるように、各種の相談等に応じるなどの配慮を行います。
- (2) 自分の力だけでは生活が困難な要配慮者に対しては介護等の必要性に応じて、生活行動を支援するスタッフを配置するほか、避難所生活が困難な要配慮者については、必要に応じて社会福祉施設への一時入所等を行います。

### 2. 在宅における被災した要配慮者への支援

被災した要配慮者の在宅生活を支えるために、継続的な在宅保健福祉サービスを提供することが必要です。

なお、在宅生活が困難な場合は必要に応じて社会福祉施設への一時入所等を行います。

### 3. 仮設住宅への入居

避難所生活の長期化に伴い、仮設住宅を設置する場合は、避難所生活における要配慮者の負担を軽減するため、次により支援します。

- (1) 要配慮者については、なるべく早期に日常的な生活を送れるよう、仮設住宅の入居手続きを優先して行います。
- (2) 仮設住宅は、冷暖房器具、洋式トイレ、入口の段差解消等要配慮者に配慮した設備とします。

### 4. 生活物資等の提供

日常的に使われる物資等が要配慮者の特性によって異なるため、相談窓口の設置や巡回相談などにより要配慮者のニーズを把握して要配慮者の特性に配慮した物資等の配布に努めます。

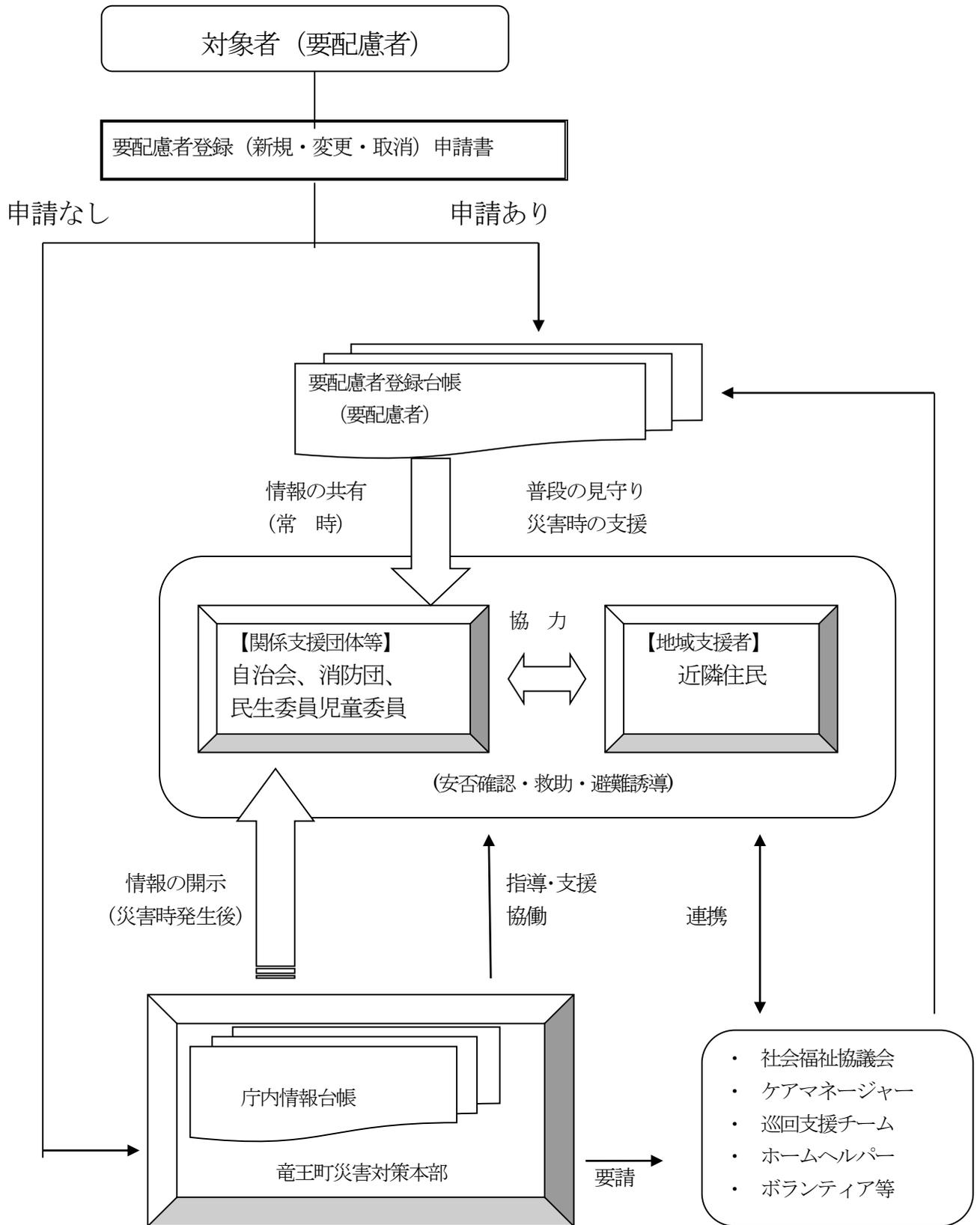
また仮設住宅に入居した場合、日常生活を送るため食料品や生活物資等の供給が必要となりますが、流通が正常化するにはかなりの時間が要すると考えられることから、要配慮者への支援を優先して行います。

### 5. 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制

仮設住宅での生活は、不慣れな地域で生活を送ることになることから、地域における支援体制の継続が必要です。

- (1) 町は、要配慮者の巡回支援サービスを行なう体制を整備すると共に、保健福祉サービス等の提供を行い、生活状況の把握に努めます。
- (2) 町は、地域支援者や関係支援団体等と連携を図り生活支援を継続的に行います。

# 要配慮者への支援体制



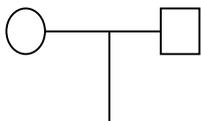
竜王町長 様

申請者	フリガナ		申請年月日	
	氏名		平成	年 月 日
	住所		登録者との関係	

## 【同意書】

私は、災害時に援護が必要となるため、竜王町災害時要援護者登録台帳への登録を申請します。  
あわせて、下記の記載事項が関係支援団体等（自治会、消防団、民生委員児童委員）へ情報提供されることに同意いたします。また、登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに届け出をいたします。

区名		担当民生委員児童委員		
組名	(世帯番号)	家族構成(本人含む)	人	
登録者	フリガナ		性別	
	氏名			男・女
	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生 ( 歳)	電話	
	住所	竜王町大字	FAX	
	区分 (0印をつける)	1. 高齢者 (①一人暮らし ②高齢者のみの世帯 ③介護保険要介護3以上) 2. 身体障がい者 3. 知的障がい者 4. 精神障がい者 5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者 6. 外国人 7. 乳幼児(0～3歳) 8. 妊産婦 9. その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者		
特記事項(介護状況・認知症の有無・障がいの内容・病気の内容・必要な支援内容等)				
緊急時の連絡先(事前に記載される方の承諾を得てください)				
フリガナ 氏名	続柄	住所	電話	

家族構成・同居の状況等		居住建物の構造・家の見取り図	
			
緊急通報システム	有 ・ 無	普段いる部屋	
		寝室の位置	
	氏 名	電話番号 (FAX 番号)	
民生委員児童委員			
ケアマネージャー			
かかりつけの病院・医院名・電話番号			
その他			
避難所 (地区避難所・福祉避難所・避難児や避難場所での注意事項等)			
町記載欄 (特記事項)			

※ 太枠の部分は、必ず記入ください。その他のすべての項目に記入する必要はありませんが、できる範囲で記入してください。

※ この要配慮者登録 (新規・変更・取消) 申請書による情報は、災害発生時に地域等の支援により生命等の安全を図る目的で使用されるものであり、目的以外にこの情報を使用することはありません。

様式第2号

要配慮者カード (表)				
ふりがな 氏名		男 女	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
住 所	竜王町大字			
電話・FAX				
区分 (0印をつける)	1. 高齢者 (①一人暮らし ②高齢者のみの世帯 ③介護保険要介護3以上) 2. 身体障がい者                      3. 知的障がい者 4. 精神障がい者                      5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者 6. 外国人                      7. 乳幼児 (0～3歳)                      8. 妊産婦 9. その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者			
必要とする援助				
血液型	A ・ B ・ AB ・ O ・ RH + -			
緊急時の連絡先 ①	ふりがな 氏名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			
緊急時の連絡先 ②	ふりがな 氏名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			
緊急時の連絡先 ③	ふりがな 氏名		続柄	
	住 所			
	電話・FAX			

※ 災害発生時に、支援を受けるために必要と思われる項目について、記入してください。  
すべての項目に記入する必要はありません。

要配慮者カード (裏)		
かかりつけの医療機関	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	
	担 当 医	
治療中の疾患や治療内容など		
服用薬・用量・服用上の注意		
補装具・医療的ケアに必要な器具	器 具 名	
	メーカー名	
	取扱店連絡先	
	備 考	
アレルギーの有 無	有 ・ 無	(有の場合その内容)
第1次避難所	(記入ください)	
第2次避難所	(○印を付けてください) 竜王小学校 竜王中学校 竜王西小学校 農村改善センター 竜王町総合運動公園 鵜川グラウンド 農村運動広場	
所属団体や日頃の通所場所	名 称	
	所 在 地	
	電話・FAX	

別紙1

要配慮者関係「想定救出タイムスケジュール」

項目	全体に関すること 【災害対策本部】	地域および第1次避難所	第2次避難所
災害発生の可能性が高まった段階	要配慮者へ「避難準備情報」の発令 ↓ ① 第2次避難所の開設 ② 避難誘導	要配慮者へ「避難準備情報」の発令 ↓ ① 第1次避難所の開設 ② 避難誘導	
初期活動期の対応 (発生から発生後6時間程度)	① 安否確認 ② 救出 ③ 避難誘導 ④ 情報の提供	① 安否確認 ② 救出 ③ 避難誘導	
初期活動期の対応 (6時間～7.2時間程度)	① 避難所・救護所の開設 ② 医療スタッフ等の配置 ③ 情報の提供 ④ 相談窓口の設置 ⑤ 物資等の提供 ⑥ 放置すると生命に関わる疾病を有する要配慮者への対応	① 避難所・救護所の開設 ② 情報の提供 ③ 物資等の提供	① 避難所・救護所の開設 ② 医療スタッフ等の配置 ③ 情報の提供 ④ 相談窓口の設置 ⑤ 放置すると生命に関わる疾病を有する要配慮者への対応 ⑥ 物資等の提供
7.2時間後～	① 避難所における要配慮者への支援 ② 在宅における被災した要配慮者への支援 ③ 仮設住宅への入居 ④ 生活物資等の供給 ⑤ 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制 ⑥ 物資等の提供	① 避難所における要配慮者への支援 ② 在宅における被災した要配慮者への支援 ③ 仮設住宅への入居 ④ 生活物資等の供給 ⑤ 仮設住宅入居者に対する地域での支援体制	① 避難所における要配慮者への支援 ② 仮設住宅への入居 ③ 生活物資等の供給

協力のお願い

## 近隣住民の皆様が地域支援者です。

### 1. 要配慮者とは

要配慮者とは、災害発生時に、何らかの理由により情報収集や安全な場所への避難が困難で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。

具体的には、在宅の「心身が不自由な高齢者や障がい者」の方や家族の支援が受けられない「ひとり暮らしの高齢者」の方などです。

町では、要配慮者の登録制度を発足させ、登録者に対してふだんからの見守り、安否確認、救助、災害時の避難誘導等の支援を行なうために、地域で助け合う体制づくりを進めていきたいと考えています。

これは、災害発生直後、消防や行政機関が対応できるまでの間の事態を想定しています。

### 2. 地域支援者とは

地域支援者とは、要配慮者に対するふだんからの見守りや、災害が発生した時に災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりする等の支援を心がけていただく近隣住民の方です。

いざという時にすぐに支援ができるように、要配慮者の隣近所の方々にお願いしたいと考えておりますが、責任を伴うものではありません。ふだんからのより良い近所付き合いを心がけていただき、その中で支援していただくようお願いいたします。

#### 【要配慮者とは】

竜王町では、概ねの基準として次のように定めています。

1. 高齢者 一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯(75歳以上)  
介護保険 要介護3以上
2. 身体障がい者(児) 身体障害者手帳 2級以上
3. 知的障がい者(児) 療育手帳 A判定
4. 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳 1級
5. 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者  
例 人工透析を受けている者、難病者、低肺機能者
6. 外国人
7. 乳幼児(0～3歳)
8. 妊産婦
9. その他、家族などの支援が困難なため非常時に支援を希望する者

#### 【お問合せ先】

生活安全課消防防犯係 電話(有線) : 58-3703  
福祉課社会福祉係 電話(有線) : 58-3705

## 要配慮者に登録された方へ

この制度は、登録をされた方の台帳を作成して、常時より町(生活安全課・福祉課)と関係支援団体等(自治会、消防団、民生委員児童委員)の皆さんと情報を共有する中で、ご本人の周りにお住まいの皆様に見守っていただく体制を整え、災害の発生が予想される時には危険が迫っていることの連絡や、一緒に避難してもらうなどの支援をいただくことを目的としています。

しかし、登録をしたからといって、必ずしも支援していただけると決め込んで待っているだけはいけません。自分から近所の方々といつも良い関係を作るように努力していただくことが必要です。

### 日ごろから心がけていただきたいこと

1. 地域支援者となる、隣近所との仲の良い人間関係を保つように努力しましょう。
2. 防災訓練への参加の呼びかけがあった時は、できるだけ参加しましょう。
3. 災害に備えて、自分でできることは自分で行なうよう心がけましょう。
4. 災害の発生が予想される時、または発生した時には、近隣住民(地域支援者)へ自分から連絡するように努力しましょう。
5. 要配慮者カードは、必ず記入して準備しておきましょう。

自分の身は自分で守るという心がけをいつも持ちましょう。

#### 【お問合せ先】

生活安全課消防防犯係	電話(有線)	:	58-3703
福祉課社会福祉係	電話(有線)	:	58-3705